

News 2 鳥獣被害対策優良活動を表彰

【被害防止部門(団体)】



農林水産大臣賞

長野県

小諸市

専門知識を有する者を鳥獣被害対策実施隊に加え、科学的な視点に基づく被害防止活動などを実現。地域住民と鳥獣被害の現場を確認しながら、普及活動をする。

先進的な取り組みを紹介し、被害防止活動を推進
野生鳥獣による農林水産業被害は、全国的に深刻な状況です。こうした中で、野生鳥獣被害の防止対策を各地域で推進しています。その一環として、鳥獣被害防止や捕獲した鳥獣の食肉（シビエ）の活用等に取り組む、地域に貢献している個人及び団体を表彰する「鳥獣被害対策優良活動表彰」

農林水産大臣賞

熊本県

くまもとジビエ研究会

県内の処理加工施設、飲食店、捕獲従事者、行政などが集まり、ジビエ研究会を設立。写真は全国で初めて調理師専門学校のカリキュラムに正式に採用された「シビエ」の授業風景。

【捕獲鳥獣利用部門(団体)】



農村振興局長賞

【被害防止部門(団体)】



岩手県

猪去自治会

自治会が中心となり、くまを地域に寄せつけない対策を継続的かつ精力的に実施する。写真は電気柵の共同設置作業の様子。

【被害防止部門(団体)】



富山県

氷見市鳥獣被害防止対策協議会

「いのししパトロール隊」による柵やわなの見回りなど、いのしし被害の発生初期段階で対策をとり、被害を軽減。写真は集落環境調査で電気柵を点検する様子。

【被害防止部門(団体)】



高知県

四万十市 東富山地区大屋敷集落

住民主導の被害対策に、実施隊や若者などの担い手を巻き込んで、集落を活性化。写真は集落環境整備の一環として防護柵を設置するところ。

【捕獲鳥獣利用部門(団体)】



岐阜県

所産株式会社、株式会社キサラエフ、アールカンパニーズ

総合建設業からの異業種参入により、獣害対策事業を本格化。ジビエに適した捕獲技術の普及から衛生的な処理加工技術の確保まで総合的に展開する。



マフトピックス

MAFF TOPICS

MAFFとは農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です。「MAFF TOPICS」では、農林水産省からの最新ニュースなどを中心に、暮らしに役立つさまざまな情報をお届けいたします。

取材・文／細川潤子 撮影／島 誠

News 1 米粉がもっと選びやすくなります



米を粉末にしたものが米粉（写真手前）。



各米粉の具体的な用途の例およびアミロース含有率に応じた用途詳細

1 番		2 番	3 番	
アミロース含有率				アミロース含有率
ソフトタイプ	ミドルタイプ			ハードタイプ
15% 未満	15% 以上 20% 未満			25% 以上
柔らかいスポンジケーキ（シフォンケーキなど）、クッキー	スポンジケーキ、クッキー、天ぷら粉、お好み焼き粉、唐揚げ粉、そう菜類（とろみ付けなど）	パン全般	麺全般	
—		グルテン添加率は 18 ～ 20%程度 (グルテンを添加している旨を明記する必要)		

※アミロースは米に含まれるでんぷんの一種。

米粉をもっと楽しむには

米粉倶楽部 ▶



米粉に関する情報がいっぱい。商品やレシピも紹介しています。



米粉を使った代表的な製品



業界は国産米粉メーカーや食品メーカーが活用できるよう、「米粉の用途別基準」、「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」を策定した。

米粉の用途表記とノングルテン表示

お米を粉末にした米粉。製粉技術の進歩により、パンやケーキ、麺類などに幅広く利用されています。独特のもちもち感に加え、油の吸収率が低く揚げ物のサクサク感が長く続き、料理のときダマになりにくいなど、長所はたくさん。しかし、米粉の品質には、ばらつきがあり、小麦粉のように薄力「中力」「強力」といった表示がなく、用途に応じて選ぶのが難しい状況です。

そこで、業界の自主的な取り組みとして、米粉の用途別基準が策定されました。「菓子・料理用」を1番、「パン用」を2番、「麺用」を3番とし、番号で使い道がわかるようになります。

また、グルテンの含有量検査を行い、1ppm（0.0001%）以下であると確認された米粉を、「ノングルテン」と表示するためのガイドラインも策定されました。欧米で認められている「グルテンフリー表示」の含有量の基準値は20ppm以下で、1ppmはその基準を大きく下回ります。

今後、事業者の準備が整えば、順次、用途別基準に則した表示の米粉が出回っていく見込みです。この機会に、米粉を手にとってみてはいかがでしょうか。

読者の声

読者の皆さまから寄せられた
「aff(あふ)」3月号への
ご意見・ご感想を紹介します。

「農業高校」の記事を読んで、頼もしくうれしく感じました。わが県内の農業高校でも商品の開発や即売会が催され大人気です。(50代・女性)

学科の種類が多いのに驚きました。非農家の子どもさんが農業高校に進学して農業生産者に1人でも多くなって、生産者の裾野が広がると思います。(60代以上・男性)

それぞれの特色を持った農業高校で、さまざまな勉強に真剣に取り組んでいる様子がすばらしいと思いました。これからの日本の、私たちの食を支える若者が育っていることを知り、うれしく思います。(60代以上・女性)

わが家の近くの農業高校も毎年秋に行われるスクラメン祭りは大盛況。3月号を拝見し、全国の頑張っている農業高校を更に応援したくなりました。(60代以上・男性)

「農高「良品」」のように、私も近くの農業高校から野菜やみそを購入していますが、市販品とは違う温かみと品質の良さを感じていただいております。(40代・女性)

高校生たちが丹精込めて作っている加工品にとても興味をひかれました。機会があったら買ってみたいと思います。(50代・女性)

広報誌aff(あふ)の感想をお聞かせください

今後もよりよい広報誌とするため、読者アンケートにご協力ください。農林水産省のホームページ、広報誌 aff のサイトから回答できます。



メールマガジンのご案内

大臣メッセージや施策の紹介、イベント情報などをお届けする「農林水産省メールマガジン」を毎週月曜日に発行しております。ぜひご覧ください。無料です。
<http://maff.go.jp/pr/e-mag>

フェイスブック・ツイッターのご案内

フェイスブック <https://www.facebook.com/maffjapan>
ツイッター https://twitter.com/MAFF_JAPAN

地域みんなで農と食を子どもたちのために

多面的
機能支払
交付金
【第1回】

三重県の多気町勢と地域資源保全・活用協議会では、地元小学校・図書館・地域が連携し、遊休農地を活用した体験学習「おまめさんかなあプロジェクト」を行っています。

子どもたちは、学年に応じて大豆等の栽培や収穫、伝統食作りの体験や学習をしますが、その企画から実施までのすべてを地域の人が行います。子どもたちは、地域社会とのつながりを深めながら、食べ物を作る楽しさや苦勞を体験し、農業の大切さなどを学習します。

この協議会が、交付金を利用して遊休農地を解消し、その農地を活用することで、子どもから大人まで地域みんなの学習と交流の場が生まれました。さらにプロジェクトによって獣害等の発生も抑制しています。

遊休農地を体験学習の場にした「おまめさんかなあプロジェクト」



夏は、大豆の種まき学習会を開催(1~4年生)



秋は、みんなで収穫(3・4年生)



収穫した大豆で豆腐作り(3年生)



みそ作りにも挑戦(4年生)



授業で教えるのは学校の先生ではなく、地域のお母さんやおばあちゃんを中心。



勢小学校6年生が調理実習で作った大豆ハンバーグなどの「勢小定食」。

多面的機能支払交付金は・・・

農業・農村の有する多面的機能が、適切に維持・発揮されるよう、農用地や水路、農道等の地域資源を保全している地域の共同活動を支援するための交付金です。

News 3 食育推進全国大会を岡山で開催



地元のシェフが子どもたちと県産食材をPR。



料理を通じて特産品を紹介。



キャラクターによる食育ショー。



食育推進ボランティア表彰受賞者による発表。

*平成28年度(第11回)は福島県郡山市で開催。写真はすべて昨年度のもので。

食育推進運動を実施する食育月間の全国行事
食育基本法に基づいて策定された「食育推進基本計画」では、毎年6月を「食育月間」として食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することとされています。
「食育推進全国大会」は、この「食育月間」の中核的行事として、国と地方自治体との共催により開催される全国規模の行事であり、第12回となる平成29年度は、岡山市で開催します。食育への理解促進と関係者相互間の連携が図られるよう、さかなクンの「びつくり

第12回食育推進全国大会

「食育は人づくり みんなで ええ『食』を次世代へ ～桃太郎のまち岡山から未来へつなげる食と健康～」

日程：平成29年6月30日(金)、7月1日(土)

場所：岡山コンベンションセンター、ジブアリーナ岡山(岡山県総合グラウンド体育館)ほか

内容：シンポジウム、キッチンステージ、ステージイベント、ブース展示等

お魚講座」や料理研究家・土井善晴氏の講演のほか、食育関係団体等によるさまざまなブース展示を行います。
皆様のご来場をお待ちしております。

【問い合わせ先】

農林水産省 消費・安全局
消費者行政・食育課
☎03-6744-1971

大会情報はこち!

食育推進全国大会



News 4 5月から全面施行される改正個人情報保護法

個人情報保護法の5つの基本チェックリスト

- 1 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。
- 2 取得した個人情報は決めた目的以外には使わない。
- 3 取得した個人情報は安全に管理する。
- 4 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。
- 5 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

小規模事業者も改正により対象に
平成29年5月30日よりすべての事業者が、個人情報保護法が適用されます。個人情報保護法は企業の個人情報の取り扱いを決めたルールで、平成27年9月に改正され、平成29年5月30日に全面施行されます。法の改正により、現在適用対象外とされている、小規模事業者(保有する個人情報が5000人分以下の企業も対象になります)も5つの基本チェックリストを参考に個人情報を適切に取り扱います。



【問い合わせ先】

個人情報保護法質問ダイヤル ☎03-6457-9849